

平成25年7月25日開催

新庄市農業委員会第26回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成25年7月）議事録

1. 開催日時 平成25年7月25日（木）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（20名）

1 番 星川 豊	2 番 高橋 眞
4 番 小嶋 忠昭	5 番 清水 清秋
6 番 星川 勇吉	7 番 笹 行也
8 番 伊藤 忠男	9 番 高橋 和彦
10 番 斉藤 純一	11 番 吉野 昭男
12 番 海藤 芳正	13 番 佐藤 喜代志
14 番 井上 茂雄	15 番 安食 孝一
16 番 今田 栄二	17 番 柏倉 嘉門
18 番 齋藤 順一	19 番 渡邊 耕太郎
20 番 三原 常男	21 番 畠腹 銀蔵

4. 欠席した委員（1名）

3番 樋口 彦弥

5. 議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 97号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 98号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 99号 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第 5 | 議案第100号 農用地利用集積計画について |
| 日程第 6 | 報告第 66号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 報告第 67号 農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 8 | 報告第 68号 2アール未満農地転用届出について |
| 日程第 9 | 報告第 69号 地目変更登記に係る法務局からの照会について |
| 日程第10 | 報告第 70号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について |

6. 出席した事務局職員

局 長	浅沼 玲子	農地主査	後藤 繁俊
主 査	鏡 彰広	主 事	鈴木 啓太

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成25年度新庄市農業委員会第26回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は20名でございます。選挙による委員の出席は15名、欠席通告者は、萩野地区の樋口彦弥委員の1名であります。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第26回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を

慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に4番の小嶋忠昭委員と16番の今田栄二委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の後藤繁俊君と鏡彰広君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第97号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。ここで、清水清秋委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席をお願いします。暫時休憩。

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第97号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区4番までの8件につきまして、議案書に基づきまして朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○19番

議案第97号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番について、報告させていただきます。調査月日が7月21日、調査現地を確認したところ、△△さんの土地ですけれども、前から△△さんが借りておりまして、この度所有権移転売買というふうになったもようです。なお、10アールあたりの単価が、少々安いように思われますけれども、長年借りていた土地ということと、また隣接地に林がありまして一寸条件が悪いということで、双方の合意の下でこういう値段になったということでした。何ら問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○2番

7月20日に調査した結果を報告いたします。稲舟地区1番について、△△△△さんと△△△△さんは親子関係で、経営移譲年金受給のための再設定でございますので何ら問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、稲舟地区2番について調査報告をお願いいたします。

○2番

△△△△さんと△△△△さんも親子関係で、経営移譲年金受給のための再設定でございますので、問題ございませんのでひとつよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区に入ります。萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区1番についての調査報告をいたします。7月21日に調査いたしました。△△△△さん、△△△△さんは親子関係で、経営移譲年金受給のための再設定で何ら問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

7月21日に調査した結果をご報告いたします。△△△△さん、△△△△さんは親子関係同一世帯で、経営移譲年金受給のための再設定で、何ら問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、八向地区の2番について調査報告をお願いします。

○10番

八向地区2番につきまして、7月22日に現地調査した結果をご報告申し上げます。△△△△さんは親子関係でありまして、経営移譲のための貸し借りであります。農地は適正に管理されており、何ら問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、八向地区の3番についての調査報告をお願いします。

○10番

八向地区3番につきまして、7月22日、現地調査した結果をご報告申し上げます。△△さんは親子関係でございまして、経営移譲のための貸し借りであります。農地は適正に管理されており、何ら問題ないと思われますのでよろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、八向地区の4番についての調査報告をお願いします。

○10番

八向地区4番につきまして、7月22日、現地調査した結果をご報告申し上げます。△△さんは親子関係であり、経営移譲年金受給のための貸し借りで、新規でありますけれども何ら問題ないと思われますのでよろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様です。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第97号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第97号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩。

○議長

休憩を解いて再開します。

次に、日程第3、議案第98号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いた

します。ここで、高橋和彦委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退場願います。暫時休憩。

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第98号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区7件、萩野地区1件ございましたので、議案書に基づきまして朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご審議の程よろしく願います。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区1番について、7月22日調査いたしました。事務局の説明のとおり、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区2番について、調査報告をお願いします。

○18番

新庄地区2番について、ご報告申し上げます。調査月日は7月19日、現地調査した結果、事由は詳細のとおり県道沿いで問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区3番について、調査報告をお願いします。

○18番

新庄地区3番について、ご報告申し上げます。7月20日に双方に確認した結果、問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、新庄地区4番について、調査報告をお願いします。

○18番

新庄地区4番について、ご報告申し上げます。7月20日に双方に電話確認したところ、事由は詳細のとおり問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区5番について、調査報告をお願いします。

○19番

新庄地区5番について、調査は7月21日に行いました。現地も確認したところ、何ら問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、新庄地区6番について、調査報告をお願いします。

○18番

新庄地区6番について、報告いたします。7月22日に双方に確認したところ、事由は詳細のとおり問題ないようですのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。同じく、新庄地区7番について、調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区7番について、7月22日に調査いたしました。自宅の駐車スペースと堆雪場が手狭なための所有権移転ということで、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区1番について、調査報告をお願いします。

○4番

7月21日に調査確認の結果、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第98号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第98号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩。

○議長

休憩を解いて再開いたします。

次に、日程第4、議案第99号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第99号農地法第18条第6項の規定による通知について、稲舟地区1番から3番までの3件につきまして、議案書に基づきまして朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区1番について、ただいま事務局の説明のとおりで、調査した結果、何ら問題ありませんので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様です。同じく、稲舟地区2番について、調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区2番について、現地調査して、ただいま事務局が議案説明したとおりで、何ら問題ありませんので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様です。同じく、稲舟地区3番について、調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区3番について、現地調査した結果、何ら問題ありませんので、ひとつよろしく願います。

○議長

どうもご苦労様でございました。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第99号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、異議なしと認めます。よって、議案第99号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決決定されました。

次に日程第5、議案第100号農用地利用集積計画についてを議題に供します。ここで、清水清秋委員が関係委員になっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席をお願いします。暫時休憩。

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第100号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区1番までの4件について議案書に基づいて朗読説明いたします。

(議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明)

以上、4件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願います。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定3件、賃借権移

転1件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第100号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第100号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩。

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第6、報告第66号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第66号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区2番までの7件につきまして、議案書に基づきまして朗読いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第66号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第66号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第7、報告第67号農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第67号農業振興地域整備計画の変更について、稲舟地区1件ございましたので、議案書に基づき、ご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第67号農業振興地域整備計画の変更について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第67号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第68号2アール未満農地転用届出についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第68号2アール未満農地転用届出について、稲舟地区1件ございました。議案書に基づき、ご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第68号2アール未満農地転用届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第68号アール未満農地転用届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第9、報告第69号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第69号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件ございまし

た。議案書に基づき、ご説明いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第69号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第69号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第10、報告第70号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第70号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、萩野地区1件、八向地区1件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第70号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第70号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第26回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成25年7月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 小 嶋 忠 昭

議事録署名委員 今 田 栄 二